

退職給付会計の割引率の基準 が「期末における利回り」に改正

対照先

内容

DB年金

厚生基金

適格年金

退職金

その他

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

平成20年7月31日付で、企業会計基準委員会より企業会計基準第19号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」が公表されましたので、概要をご案内します。

ポイント

- 改正点は、「過去の利回りを考慮して割引率を決定することができる」旨のなお書きの削除
- 平成21年4月1日以後開始する事業年度末から適用

(*) 企業会計基準の本文は(財)財務会計基準機構のHPに掲載されています。

会員以外の閲覧期間は公開後2ヶ月です。 <http://www.asb.or.jp/html/documents/docs/taikyuu-3/>

公開草案との変更点

3月21日付公開草案から内容的には変更されていません。

ただし、割引率の基準改正により実務上の負担が増加するという意見に対して、重要性基準や補正方法に関する記載が追加されました。

会計基準注解(注6)の本文

- ◆ 期末における利回りである点を明示

結論の背景の部分

- ◆ 従来から行われてきた合理的な補正方法を利用することにより、実務上の負担の軽減が可能と考えられる旨の条項を追加
- ◆ 本改正によっても、割引率に重要な変動が生じていない場合には、これを見直さないことができる旨(重要性基準)のなお書きを追加

割引率の取扱いに関する会計基準改正の概要

1. 会計基準の変更点

なお書きを削除し、「期末における」利回りであることを明記

退職給付に係る会計基準注解（注6）

割引率の基礎とする安全性の高い長期の債券の利回りとは、**期末における**長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。**なお、割引率は一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができる。**

「期末」と明示

なお書きを削除

2. 基準適用に伴う会計処理

- 適用に伴い発生する退職給付債務の差額は、数理計算上の差異を含めて、企業の採用する処理年数・方法に従って処理する
- 本改正による影響額については、重要性が乏しい場合を除き、当該差額に関わる適用初年度の費用処理額及び未処理残高を注記する

3. 適用時期

平成21年4月1日以後開始する事業年度の年度末（早期適用可能）
3月決算の場合には平成22年3月期決算から適用

<ご参考> 実務に関する検討事項

会計基準の変更に伴い、検討が必要と思われる事項を参考として記載しました。なお、実際の対応方針については、会計監査人および計算受託機関とご相談くださいますよう、お願い申し上げます。

(1) 適用時期の検討

平成21年4月1日以降開始する事業年度の年度末から適用(3月決算先の場合には、平成22年3月期決算から適用)することとなっていますが、早期適用も認められています。適用時期をいつとするか検討が必要です。

(2) 合理的な補正の検討

退職給付債務計算(割引率の決定)を期末日の数ヶ月前に実施している場合、今回の会計基準の変更によって、期末日近くで割引率の変更が必要となる可能性があります。その際、業務上の負担を軽減するため、合理的な補正を行なうことも認められています。実際に必要となった時点で補正方法を検討した場合、間に合わない可能性もあることから、予めどのような補正を実施するのか、会計監査人の了解も含め検討しておくことが望ましいと考えます。

合理的な補正方法としては、2つの異なる割引率の計算結果から、直線近似や平均的割引期間を推計することによって別の割引率の計算結果を導く方法が考えられます。

(3) 重要性基準の適用の検討

今回の改正によっても、割引率に重要な変動が生じていない場合には、これを見直さないことができるとされました。割引率に関する重要性基準に関しては、退職給付会計に関する実務指針において「退職給付債務が10%以上変動すると推定される場合には、重要な影響を及ぼすものとして期末の割引率を用いて計算しなければならない」と記載されています。

退職給付債務の変動度合が、重要性基準の判断要素になりますので、割引率の変動が退職給付債務に与える影響を予め把握し、重要性基準の適用について検討しておくことが望ましいと考えます。